社会教育施設等における新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドライン

基本的な考え方

密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられていることから、この「三つの密」を徹底的に避けることとし、室内の換気、人と人の距離を適切にとることをはじめとした基本的な感染対策の徹底を行う。

施設従事者

○体調の確認

発熱の症状がある場合は、検温を行い 37.5℃以上または平熱比1度を超過した場合、または、息苦しさ、だるさ、咳・咽頭痛などの症状がある場合は、必要に応じて自宅待機若しくは医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を報告する。

○マスク着用、手洗い・手指消毒を徹底する。

施設管理

- ○清掃、消毒、換気の徹底
- ・他者が共有する物品(高頻度接触部位:テーブル、椅子の背もたれ・ひじ掛け、ドアノブ、 電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等)の特定と定期的な消毒 を実施する。
- ・ゴミの廃棄を行う者は、マスク、手袋の着用の徹底。作業後は手洗いを必ず行うこと。
- ・ロビー等は可能な限り常時換気を実施するとともに、多数が滞留しないための措置を講じること。
- ・感染者が出た場合には、消毒が実施されることを想定し、消毒が不向きな展示品等はあらかじめ手に触れないような対策を講じること。
- ・トイレに設置している布タオルや手指を乾燥させる設備は使用禁止とすること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう掲示すること。
- ・手洗い場には石鹸(ポンプ型)等を用意するとともに、手洗いは30秒以上等を掲示する こと。
- ・備品等の貸し出しは消毒を行うこととし、消毒できない場合は貸し出しを行わないこと。
- ・施設の利用にあたっては、入館前、退館後に必ず手指消毒が行われるよう措置を講じること。
- ・図書室の利用にあたっては、入室時間の設定(長時間読書しない等)、返却後の資料を一定期間保管・隔離することなども検討すること。
- ・可能な限り、配送業者や物品等の納入業者の出入りを一般入館者と分ける対策を講じること。

- ・ロビー等の共有スペースのテーブルは間隔を置いたスペースとなるように工夫するとと もに、対面とならないように椅子を配置すること。
- ・パンフレット、資料等を直接手渡しすることがないよう対策を講じること。
- ・掲示物による利用に係る感染予防対策の周知をすること。

施設内で感染が疑われる者が発生した場合

- ・帰宅を促し、医療機関等へ電話により相談することを勧めること。
- ・部屋の換気を行うこと。
- ・帰宅が困難と思われる場合は、速やかに別室に誘導し隔離すること。その際に対応する従 事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じること。
- ・救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握すること。
- ・感染が疑われる者と接触した施設従事者及び来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿 を作成すること。

来館者への周知

- ・来館前に検温を実施し、37.5℃以上または平熱比1℃超過の発熱があった場合は、来館の 自粛を要請すること。
- ・咳、咽頭痛などの症状がある場合は、来館の自粛を要請すること。
- ・同居の家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は、来館の自粛を要請すること。
- ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合は、来館の 自粛を要請すること。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の協力を要請すること。
- ・他の利用者、施設管理者との距離(できるだけ2m以上)確保すること。
- ・利用中に大きな声で会話等をしないこと。
- ・利用終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。